

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 北九州市若松区南二島五丁目6番1号

氏 名 株式会社 ふたじま不動

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 松岡 万知

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治 印

許 可 の 年 月 日 平成 30年 9月 10日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 5年 9月 9日



1 事業の範囲

別紙1のとおり

2 事業の用に供するすべての施設

別紙2のとおり

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成30年 9月10日 新規許可

平成31年 2月19日 変更許可

令和 3年 4月16日 変更許可

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無

1 事業の範囲

事業の区分

中間処理業（安定化処理、中和）

特別管理産業廃棄物の種類

安定化処理

- 燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 鉍さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ダスト類（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上 4 種類

中和

- 廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上 2 種類

以下余白



2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：安定化処理施設

特別管理産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、鉍さい、ダスト類 以上4種類

設置場所：北九州市若松区南二島五丁目495番43

設置年月日：平成30年9月10日

処理能力	燃え殻	1日あたり	62.1トン	(8時間)
	汚泥	1日あたり	56.4立方メートル	(8時間)
	鉍さい	1日あたり	90.0トン	(8時間)
	ダスト類	1日あたり	62.1トン	(8時間)

施設の種類：中和施設

特別管理産業廃棄物の種類：廃酸、廃アルカリ 以上2種類

設置場所：北九州市若松区南二島五丁目495番43

設置年月日：令和3年4月16日

処理能力	廃酸	1日あたり	19.0立方メートル	(8時間)
	廃アルカリ	1日あたり	17.5立方メートル	(8時間)

以下余白

